

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会長 様

廃棄物リサイクル課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物関係事務処理マニュアル等の一部改正について

このことについて、下記のとおりポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）
廃棄物関係事務処理マニュアル等を改正しましたので、通知します。

つきましては、貴会会員への周知をお願いします。

記

1 改正内容

令和 3 年 1 月 5 日付け環境省事務連絡「押印を求める手続きの見直し等のための
環境省関係省令の一部を改正する省令の施行について（周知）」を受けて、以下 2
の（1）～（3）の様式について、事業者等の押印を不要とする改正を行いました。

2 事業者等の押印を不要とする様式

- （1）PCB 廃棄物関係事務処理マニュアル（別添 1）のうち、様式第 3 号「PCB
廃棄物（譲渡し・譲受け）承認申請書」
- （2）PCB 廃棄物の譲渡し及び譲受けに係る取扱い指針（別添 2）のうち、別紙 1
「PCB 廃棄物（譲渡し・譲受け）承認申請書」
- （3）保管困窮 PCB 廃棄物の認定に係る基準等について（別添 3）のうち、別紙 1
「保管困窮 PCB 廃棄物認定申請書」

3 押印が求められる趣旨を代替する手段について

2 の（1）～（3）の様式については、添付書類や申請手続きにより、押印が求
められている趣旨を代替できると考えられるため、代替手段の対応は求めません。

4 押印のある申請に対する取扱いについて

事業者等が従前のとおり押印の上申請した場合は、従来の取扱いとします。

担 当 産業廃棄物班 簾内
電 話 054-221-2424
FAX 054-221-3553